

平成 2 9 第 4 回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日 開会

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日 閉会

奈 井 江 町 議 会

平成29年第4回奈井江町議会定例会

平成29年12月13日（水曜日）
午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告 ①会務報告
②議会運営委員会報告
③委員会所管事務調査報
④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 議案第1号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第 7 議案第5号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第6号 奈井江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第2号 平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）
- 第10 議案第3号 平成29年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第8号 平成29年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	北 良 治					
副	町	長 相 沢 公					
教	育	長 萬 博 文					
ま	ち	づ	く	り	参	事	碓 井 直 樹

健康ふれあい参事	小澤敏博
くらしと財務課長	馬場和浩
まちなみ課長	大津一由
おもいやり課長	松本正志
ふるさと商工観光課長	横山誠
ふるさと創生課長	石塚俊也
ふるさと農政課長	辻脇泰弘
教育委員会事務局長	山崎静
町立病院事務長	杉野和博
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	千徳信行

○欠席した者の氏名

会計管理者 小澤克則

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	岩口茂
議会庶務係長	東藤美妃代

挨拶・開会

●議長

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、平成29年第4回定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番竹森議員、3番遠藤議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から15日までの3日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から15日までの3日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

(9時59分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面報告のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(10時00分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。
議会運営委員会の報告を致します。
8月31日から本日まで、議会運営委員会は1回開催されております。
報告致します。

委員会開催日平成29年12月8日、調査事項は、第4回定例会に関する議会運営についてです。調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④諮問の取扱いについて、⑤意見案、陳情等の取扱いについて、⑥調査について、⑦その他についてであります。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時01分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●3番

皆さん、おはようございます。
それでは、第3回定例会におき付託されました調査事項についての調査が終了しておりますので、ご報告申し上げます。
委員会開催日10月3日、調査事項、調査第1号「地域支援事業について」
説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。
資料は、別紙のとおりです。
意見・要望と致しまして、急速に高齢化が進行する中、住み慣れた地域で安心して暮

らすため、町の特徴を活かした医療や介護予防、生活支援などを切れ目なく提供する、地域包括ケアシステムの推進が急務となっている。

本町は、これまで、早期から医療・保健・福祉・介護の連携を進めており、住まいの充実では、サービス付高齢者向け住宅が整備されるなど、一体的な包括ケアシステムを積極的に進めてきたことは、大いに評価するものである。

今後も、地域のつながり、支え合いや関係機関との連携・情報共有はもとより、社会福祉協議会と共に、奈井江町にふさわしい地域包括ケアシステムの取り組みの強化と、介護予防・日常生活支援などを総合的に進める地域支援事業の着実な推進に、引き続き、努力願いたい。

委員会開催日 10月18日、調査事項、調査第2号「土地改良事業について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、本町農業における土地改良事業は、生産性の高い農地整備、良質米の生産を確かなものにするため、欠かせない重要な事業である。

今後の農業を担う受益者の要望を十分把握しながら、新規要望地区の早期採択に向け、関係機関と連携を図り、継続的で円滑な事業の推進、農家負担軽減を含めた予算確保に向けて努力願いたい。

委員会開催日 11月7日、調査事項、調査第3号「交通安全・防犯対策について」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、所管事務調査を行う前に、砂川警察署の担当職員より、交通安全・防犯対策に関し講話をいただき、調査の参考とした。

本町の交通安全に対する町民意識は大変高く、特に、高齢者や子どもたちの安全を守るため、多くの町民をはじめ、交通安全指導員会、交通安全協会などの関係機関や団体に対し、心より敬意を表する。

今後とも、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めていただきたい。

防犯対策では、特殊詐欺の被害防止、犯罪や声かけが発生しやすい場所への、防犯カメラ増設の検討など、地域、関係機関等との連携を図り、なお一層、安全で安心して暮らせるまちづくりに引き続き努めていただきたい。

委員会開催日 11月7日、調査事項、調査第4号「特定健診・特定保健指導について

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、特定健診において、健診料金の無料化、実施機関の拡充などにより、受診率が向上している。

また、特定保健指導においても、積極的な受診勧奨や動機づけなどの取り組みにより、健診への理解が高まり、受診率の向上に繋がっているものと評価する。

なお、若い世代の受診率向上と共に、糖尿病や高血圧などの発症、重症化予防対策などに、引き続き取り組んでいただきたい。

今後とも、町民の健康増進をはじめ、実施計画の達成が望まれ、しいては国民健康保険事業運営に寄与するよう努めていただきたい。

以上、報告と致します。

(広報常任委員会)

(10時07分)

●議長

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5番

おはようございます。

広報常任委員会の報告を致します。

委員会開催日9月6日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、①議会だより第9号の誌面構成について。

委員会開催日10月4日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、①議会だより第9号の校正について。

委員会開催日10月13日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、①議会だより第9号の校正について。

委員会開催日10月20日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について、調査内容、①議会だより第9号の校正について。

これによりまして、11月1日に議会だより第9号を、発行致しました。

以上、報告致します。

4. 例月出納定例検査報告

(10時09分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

（町長 登壇）

●町長

皆さん、おはようございます。

第4回定例会、大変、ご苦労さまでございます。

一般行政報告を申し上げます。

平成29年第3回定例会以降の主なる事項について、ご報告申し上げます。

まちづくり課においては、まず、国際交流についてでございますが、10月25日から11月2日にかけて、森岡議員を団長に致しまして、竹森議員、高校生・中学生3名、職員1名計6名の視察団をハウスヤルビ町に派遣致しました。

期間中は、フィンランド国内の自治体改革、ハウスヤルビ町の保健・医療・福祉の取り組みなど、幅広く学んで頂き、また多くの町民との交流事業にも参加を頂くなど、両町の親交を更に深める役割を果たして頂いたところでございます。

次に、11月24日には、町政功労者の顕彰式並びに表彰式を開催致しました。

顕彰の部におきましては、長年にわたって公職を担われ、町の振興発展に大きく寄与された、松田敷子様を、表彰の部におきましては、教育文化部門で、山田夕貴様に表彰状を贈呈致しました。

また併せて、多額のご寄付を頂きました3名の方々に、感謝状の贈呈を行いました。

次に、11月29日には、全国町村長大会に出席致しまして、併せて、道内選出国会議員に対する要請活動を行ったところでございます。

大会においては、添付資料のとおり、地方交付税等の一般財源総額の確保、TPP・日欧EPA対策に万全を期すことなど、11項目に及ぶ決議を行い、併せて、全国森林環境税の実現に関する特別決議を行っております。

次に、ふるさと農政課の関係でございますが、11月23日には、新穀感謝祭を執り行っております。

本年の水稻の生産については、本町を含む北空知の作況指数については、103の「やや良」となりました。

夏場の天候に恵まれ、シラタや乳白もなく、歩留まりも良く、質・量ともに優れた出来秋となりました。

更に特筆すべきは、ゆめぴりかの低タンパク米6.8%以下の割合が、JA発足以来、初めて80%を超える結果となりました。

これは、農協を始め、関係団体と生産者が一体となって、永年にわたり意識改革に取り組んだ成果であり、そのご努力に対して、敬意を表するところでございます。

ふるさと創生課関係では、12月1日ないえ温泉がリニューアルオープン致しました。

昨年9月から閉鎖となり、町民の皆様方に、ご心配とご迷惑をおかけしておりましたが、オープン以来、町内外から、多くの方々にご来館を頂いております。

今後も、新たな指定管理者と共に、本町の振興発展に結びつくよう、サービスの向上に努めて参ります。

健康ふれあい課関係では、10月9日、高橋はるみ北海道知事、佐々木誠也空知総合振興局長のお二方に、サービス付高齢者向け住宅「あんしん」にお越しを頂きました。

当日は、居室を含む施設内部のご視察を頂きまして、また、ラウンジにおいては、入居者の皆さんと歓談を頂きました。

高橋知事からは、「入居者の皆さんの、安全・安心な生活ぶりが良く感じ取れます」とのコメントを頂いております。

最後に、報告書に記載はありませんが、北海道電力、奈井江発電所に関して、ご報告を申し上げます。

北海道電力株式会社においては、本年2月に、経済産業大臣に対し、2017年度における電気の供給等に関する計画の届出を行い、石狩湾新港における液化天然ガス発電所の整備や、老朽化した道内、水力発電所の廃止などを電源開発計画として公表しておりましたが、今年の夏以降、奈井江火力発電所の運転に関しても、内部検討が始まったとの情報を受け、9月21日には、森山議長にもご同席を頂く中、北海道電力本社において、奈井江発電所の存続及び有効活用について、要望書を提出致しまして、地域経済に与える影響等を強く訴えて参りました。

この日、北海道電力側からは、北海道内の発電事業の内容や、奈井江発電所の老朽化などの説明がありましたが、「奈井江町の要望については、真摯に検討する」との回答を受けたところでございます。

この後の11月1日、本社担当役員ほか3名が来庁致しまして、要望書に対して、説明があったところでございますが、石狩湾新港の発電所が、平成31年2月予定通り運転される見込みであることから、電源開発計画に基づき、釧路市音別発電所が平成31年2月をもって廃止される方針であること。

また、奈井江発電所1号機は運転開始から49年、2号機が47年、それぞれ経過する中、これら、全体の計画の中で、平成31年3月をもって、奈井江発電所は、「休止」する方向で検討を開始したとの説明がありました。

この中で、9月21日の町の要望を受け、地元経済に与える影響を考慮し、納炭業者については、可能な限り、砂川発電所へ受け入れする案等で、その影響を調整すること。

また、「廃止」ではなく、「休止」であるため、引き続き、町税等の納税を継続するとの説明があったところでございます。

町と致しましては、施設の老朽化は理解せざるを得ないところでありますが、施設の再利用や、納炭業者への影響等について、更に慎重に検討するよう、改めて申し入れを行ったところでございます。

今後も引き続き、対応の推移を注視して参りたいと考えております。
以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

(10時19分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第4回定例会のご出席、大変、ご苦労さまでございます。

お手元でございます教育行政報告より、2点につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

まず、第1点目は、総合文化祭についてでございます。

11月3日から5日までの3日間にわたりまして、小、中、高の児童生徒の力作も含めまして、26の団体と個人合わせまして、約1,000点の作品を公民館を会場に展示をさせて頂き、多くの町民の皆様方に、ご覧を頂いたところでございます。

また、3日には、文化ホールを会場に、6団体、50人の参加者によりまして、芸能発表会を盛会裏に開催を致しました。

文化祭の開催にあたりましては、ご協力を賜りました文化連盟をはじめ、関係団体、町民各位に心より感謝を申し上げたいと思います。

次に、第2点目でございますが、11月14日、奈井江町教育の明日を考える集い兼PTA連合会研究大会を、文化ホールにおきまして開催を致しました。

第1部では、奈井江商業高等学校の生徒会より、学校の紹介とPRを行って頂いたところでございます。

第2部では、木村まさ子氏をお迎えし、「いただきます・ごちそう様に心をこめて～育み・はぐくまれて」と題しまして、ご講演を頂いたところでございます。

この集いの目的の1つでもございます、高校の存続に向けましてのPRが、十分に果たされたものというふうに考えております。

今後とも、高校存続に向けまして、議員各位ならびに町民各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 町政一般質問

(10時21分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願い致します。

(1. 3番遠藤議員の質問・答弁)

(10時22分)

●議長

3番遠藤議員。

(3番 登壇)

●3番

3番遠藤です。

この度の質問は、大綱1点、農業の担い手の育成について、町長に伺います。

北海道全体を見ると、高齢化と共に、後継者のいない農家が年々増加し、今や65歳以上の農業従事者が3割を超えており、新規就農者数が、離農農家戸数に追いつかず、担い手不足に歯止めがかからない状況のようです。

一口に新規就農者といっても、学業を終え農業後継者となる人や、また、一度就職をし、年数を経てUターンして実家に戻り農業を担う人、また、農業に熱い情熱を持って本気で農業をやりたいという新規参入者の方々がいます。

学業を終え就農する方と、また、Uターンで親元へ戻る人たちは、親と共に農業をやっているため、それほどの不自由はないかと思えます。

かえて本気で農業をやりたいと希望する、新規参入者の方達の方が多くの問題を抱えています。

特に、新規参入者の中でも、30代から40代の若い世代の方達が農業に意欲を持っており、就農の動機としては、自分で創意工夫の出来る農業が好きである。また、田舎で暮らしたい。また、有機農業や無農薬農業をやりたいという、積極的な志を持っています。

道内でもそうした新規参入者が、徐々に増加傾向にあると言います。

今、町の現状として、60代の農業従事者が51名おります。

従事者の中でも、特に60代中間層から後半にかけての農業者は、後継者が少なく、平均しても約半数の方は後継者がいない状況です。

今後、10年を見据えた時に、離農者が増加傾向にあり、農業者の中には、将来の農家戸数の減少と共に、一戸当たりの耕作面積が莫大になると予測をしています。

そうなる個々の農業者にも限界があり、農地を守れず、耕作放棄地の増加の恐れがあるともいいます。

こうした状況から、我が町はまだ大丈夫と思わずして、先を見据えながら、特に新規参入者の方たちの人材の確保と、育成について考えなければならない、そんな時期にきているのではないかなというふうに、私は思います。

まず、そのために、関係機関と連携をしながら、協議会を設置してはどうか、町長の考え方を伺います。

●議長

(10時25分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員にお答え致しますが、質問の要旨につきましては、次代を担う人材確保と育成についてということでございますが、現在、本町では、法人を含む129戸の担い手が営農を行っておりまして、水田耕地面積で、単純平均致しますと、担い手1戸当たり10haを超える経営面積となります。

ご指摘のとおり、高齢化等により農家戸数が減少致しまして、今後、担い手農家1戸当たりの経営規模が、更に拡大することが予想されるところでございます。

町内では、昨年度1年間に、規模拡大に向けて農地取得を目指す農業者15経営体から、面積にすると91haの取得希望がございました。

加えて、現在の奈井江町人・農地プランにおいても、経営規模の拡大を希望している担い手が7割おります。

また、離農者が出た場合の農地についても、地域の担い手の中で集積がされている状況でございますが、現状では、規模拡大に意欲を持たれている方も多ということも、本町の傾向であると言えます。

一方では、平成26年度から28年度の3か年では4名の新規就農者が誕生しておりまして、明るい話題もあるところでございます。

近年の新規就農者は、民間への就職を経た、Uターン組が多い状況にありますが、JAとも連携をしながら、支援策として、国の制度であります次世代人材投資資金の交付を行っておりますし、新規就農に関する問い合わせについては、北海道担い手育成センターと連携を図りながら、制度活用も含めながら、支援を行うこととしております。

現在、本町においては、町・農業関係団体で構成されております、地域農業再生協議会において、担い手の確保・育成の業務を、それぞれの立場で対応しておりまして、現状では支障はないと感じているところでございます。

新規就農者の支援や担い手の育成は、本町の農業振興を図る上において、非常に重要なことでございます。

10年15年先の将来を見据えた時、様々な課題が出てくると予想されますので、J

Aや普及センター等の関係機関と連携しながら、新たな仕組みなど、検討して参りたいと考えているところでございますので、よろしくご理解の程を、お願い申し上げます次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時29分)

3番遠藤議員。

●3番

町長から先ほど、奈井江にも後継者、新規就農して下さることが、26年27年28年3年間で4の方が就農して増えたんだと。

そんなお話もありましたし、今の現状では心配がないと、そういったお話しでもありました。

私も段々、この議員をやって、当初からこの農業の後継者には、後継者問題にはとても、何か先々不安なところがあって、やはり早い段階から、考えていかなければならないのではないのかなというふうに、ずっと思ってきました。

だけど、先ほど町長が言うには、まだ、奈井江では大丈夫だと、そんな話でもありました。

しかし、若い世代の人たちでも何か家庭の事情があつたりなんだり、突然離農するという方もいないわけでもないのも現状だと思うんですね。

だからあまり安心もせずやはり10年15年先を見据えて、将来の農業の姿を今から考えていくということ、とても私は大切だなと思っておりますので、前向きにこの辺、将来を早い段階から考えて頂きたいなと思うんですね。

近年、最近では、新規参入者という方が、全道的に見てもとても多い傾向にあると言われております。

新規参入者というのは、地方から意欲を持って、北海道に来たい、北海道でも、私が出会った人は、十勝に住んだんですけど、何故、十勝が良かったのかなという話を聞いた時に、結構旅行に来て、あちこちの市町村回るようです。

どこの市町村に入って農業やりたいかということ、旅行しながら見て回って。十勝のこの地が良かったということで、その人はその十勝に住んだんですね。

そして、そこで研修を経て、そして、色々な資金だとか、そういったところを町からの色々なアドバイスを受けて、20haの土地を求めて、そして小麦を、作付けをしているんだという話をしておりました。

まだまだ土地を求めて、私は農地を拡大して、まだまだ農業経営をやりたいという、物凄い意欲を持っていた、そんな人に出会って、そんな話を聞いた経過がありましたし、町の職員の人たちと、色々な話をした時に、町の職員の人たちがとても熱心だったと。

その新規参入者の色々な話を説明して下さる時に、職員がとても熱心で、それに感銘を受けて、ここでなら頑張れるということで、その地にも定住して農業をやったと。

そういう人もいましたし、地方から来た若い人たちが、毎年、沢山いるわけではない

ので、1人か2人を町で育てて、そして20年経ちましたと。

20人の人をその町に就農してくれたと。

その20人が、家族を呼び、そして、家庭を築いて、そして子供が増えて、そして町の様子がものすごく変わってきたと。

そういった話も聞きました。

地方から来た人たちが、色々な発想で、町を活性化させているといったことも事実なんだなというふう実感して、色々話を聞いたんですけど、そういったところを思うと、新規就農者の中でも新規参入者に対する受け入れ、確保だとか、育成していくという部分では、町長の考え方は、どのように考えるか、伺いたいと思います。

●議長 (10時33分)
町長。

●町長
今ほど、遠藤議員から言われたこと、先ほど答弁致しました。
ということは、10年15年先を将来を見据えた時、様々な課題が出てくるということとございまして、新規就農者を確保するために、様々な農業協同組合をはじめとして、関係機関と相談して参りたいと、こういうふうに申し上げたところとございまして、遠藤議員と意見がぴったり、情報がぴったりしているというふうに考えておりますので、よろしくご理解の程をご協力の程をお願い申し上げます。
以上、答弁と致します。

●議長 (10時34分)
3番遠藤議員。

●3番
これまで、奈井江の農業の政策の中でも、特に、土地改良事業とかも早くから進んでおりましたし、ライスターミナルについても、今年は増設をしたと。
そして、食味の良い、良質な栽培方法も農業者の方々は天候に左右されながらも、身に着けてきた、そんな経過があると思います。
今後は、やはり農業者や、先ほど町長が言うように、農業者や町、また、JAだとか普及センターとか一体となって、関わりながら、今後に向けた人材の育成と、また確保に思案を頂きたいなというふうに思って、質問を終わりたいと思います。

●議長
以上で、遠藤議員の一般質問を終わります。
(10時35分)

(2. 2番竹森議員の質問・答弁) (10時35分)

●議長

2番竹森議員。

(2番 登壇)

●2番

改めまして、おはようございます。

今回、2つの質問を町長にしたいと思います。

1つ目は、GPS基地局の設置についてと、2つ目は、国民健康保険事業の都道府県化についてです。

よろしく申し上げます。

それでは、まず、GPSの基地局の設置について、質問します。

基地局の設置については、今年の3月の議会でも質問しました。

その答弁では、「いままで、いろいろ検討してきたが、今年度は、より具体的に考えていきたい。」という答弁でありました。

基地局の設置につきましては、8月末に、奈井江町農業振興会が、「ICT農業推進に係わる要望書」というものを、町長と農協組合長に提出しております。

その要望事項につきましては、「GPSガイダンスシステムの導入推進（助成）及び、GPS補正データの供給について」という内容でした。

つまり、奈井江町内に、GPSのデータを補正する基地局を設置して欲しいということと、GPSガイダンス機器の導入を、より進めるための助成をお願いしたいということでありました。

この要望書は、具体的なものとなっております、その見積もりでは、基地局の設置は、ホクレンの低コスト型GPS基地局事業を利用することにより、初期費用とシステムサーバー、サーバーのメンテナンスを、ホクレンがやってくれるということで、町内に、基地局を設置する費用は、すべて自前で建設・維持するより、半額以下になるという予想でした。

3月にも町長にお話したように、基地局を利用したRTK-GPSシステムにすると、GPSガイダンスの精度が、今まで20センチから60センチぐらいの誤差だったものが、2センチから3センチメートルの誤差になります。

劇的に制度が上がります。

それによって、できる農作業も増えていきます。

普通のガイダンスだけで作業をすると、肥料散布や水田の代かきのような、大まかな作業しかできませんが、RTK-GPSを利用すると、田起こしや畑起こし、播種作業や田植えでの直進作業が、精密にできるようになります。

しかし、実際に利用している農家の人によると、そのガイダンスに合わせて、機械をまっすぐ走らせることというのは、人の操作ではかなり難しいということでありました。

ですから、RTK-GPSを利用している農家は、ほとんど、自動操舵装置、いわゆる

るオートパイロットをガイダンス機器の購入の後に追加で購入しています。

この装置をつけることで、機械、トラクターが、自動でガイダンスの指示どおりに進んでくれます。

すごい良いことばかりなのですが、問題は、追加する自動操舵装置の費用が、高額なことでもあります。

アンテナとGPSガイダンスの装置一式で、現在、40万円から60万円します。

それに、RTK-GPSを利用して、自動操舵する機械を追加すると、その上に150万円から200万円、つまり合計で300万円ぐらい投資をしなければなりません。

トラクターや、作業機を自動操舵で使えることによるメリットとして、作業効率が良くなり、1日当たりの仕事により多くの仕事ができるようになります。

また、夜間作業の負担が減ります。

作業に慣れていない人でも、簡単に運転できるようになります。

これは、先ほど、遠藤議員もおっしゃっていた通り、担い手の、新規参入者の農作業に従事する上でも、すごい必要なことでもあります。

これからの農業は、規模拡大による過重労働や、熟練オペレーターの不足が心配されます。

それを補完するシステムとして、今後、必ず必要になるシステムだと思います。

基地局を利用する農家を増やすためにも、機器の導入の支援は、できないのか。

機器の導入助成については、農業団体が中心となって進めることが本筋ではありますが、町としても、何か支援ができないかということでもあります。

このことを踏まえ、1、現在、GPS基地局設置に向け、どのような計画が進んでいるのか。

2、農家が、RTK-GPS対応機器を導入するにあたり、町として、支援できないのかという、以上、2点について、質問致します。

よろしくをお願いします。

●議長

(10時42分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

竹森議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、1点目のRTK-GPS基地局設置に向けた計画でございますが、本町においても、担い手農家1戸当たりの経営規模が拡大する中、GPSガイダンスを取り付けて位置情報を取得する、効率的な作業が注目されているところでございます。

このような中、奈井江農業振興会にご協力を頂き、ICT(情報通信技術)などの先進技術について、研究・検討を行って頂きました。

その結果と致しまして、本年8月に、RTK基地局を設置したGPSガイダンスシス

テムが、奈井江町農業に最も適しているということから、導入に向けての支援の要望を受けたところでございます。

このシステムは、農作業機械の正確な位置情報を測位して、リアルタイムにモニターに表示されることにより、効率的な運行や夜間の運転に効果が発揮されまして、基地局を町内の中心部に1基設置することによりまして、町内全域をカバーできると伺っております。

このことは、担い手への農地集積が図られ、規模拡大が進む本町におきましては、労働不足の解消、効率的な作業による経費の削減、生産性の向上に必要不可欠であることは、十分に承知をしているところでございまして、北海道農業・農村審議会においても、ICTなどの先進技術の農業への導入の重要性を発言した経過もございまして。

基地局設置の支援につきましては、JAが設置することにより、ホクレンの「低コスト型RTK-GPS基地局事業」を活用することができ、システムサーバーの一式が不要となり、初期費用や、維持管理費用が削減されることから、基地局設置に係る費用の半額をJAに対し助成する形で、現在検討しているところでございますので、ご理解を頂きたいと、今、竹森議員の質問のあったとおりでございます。

よろしく申し上げます。

2点目の対応機器導入に当たっての農家への支援についてでございますが、基地局設置後の展開になると思われませんが、対応機器であるガイダンスや、更に、付加機能である、自動操舵などの機能を導入することにより、作業機の補助的機能、または、無人機能が行えるようになり、より精度の高い作業が行えるようになると理解しております。

このような先進技術は、年々進化しておりまして、自動操舵のような特殊な機能を付けるには、数百万円の投資、また、ガイダンスについては、来年には、価格は未定であります。新たな機器が発売されるという報道もされているところでございます。

必要性については、十分理解しているところでございますが、対応機器であるガイダンス等の支援につきましては、今後の需要の把握や、新たな機器などを見極める必要性も重要と考えておりますし、既にガイダンスを利用している農業者もいることから、その公平性などの課題の整理について、JAや農業振興会など関係団体と検討して参りたいと考えておりますので、そういうことを十分検討していきたいと、こういうふうと考えておりますので、将来の農業を形づくる一つでないかと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

●議長

(10時48分)

2番竹森議員。

●2番

ありがとうございました。

1番の質問については、基地局の設置については、農協と相談しながら半額を助成する方向に進みたいということで、大変、心強く思っております。

2番目の自動操舵とか、そういうシステムの機器の問題なんですけれども、それもそ

れについても、パソコン関係というかああいう機械はもう日進月歩で、半年、1年と経つとかなり価格的にも性能的にもガラッと変わるということなので、町のそういう今後を見極めながら進めたいということも、理解していきたいと思います。

ただ、基地局の設置については、色々農協の担当者とも話したんですけれども、現実問題奈井江のJAの支所の上につけると、公称というか、電波の飛ぶ範囲が正確な範囲が、受けれるのが20キロぐらいと。

確実に誤差がないという範囲というのは10キロとしても、ちょっと僕も地図に落としてみたんですけれども、南は美唄の高速道路の入り口ぐらいまで。

美唄市の中村、浦臼の晩生内、新十津川にいくと花月の駅ぐらい、砂川にいくと袋地ですね、袋地ぐらいが10キロ圏内に入ります。

ですから奈井江にアンテナを設置するという事は、山影とかそういう影響の考えると、石狩川を越えた向かい側の地域にもすごい恩恵が多分あると思うんですね。

だから、今回、奈井江町内に基地局設置されるんですけれども、行政と農協とも関係するんですけれども、せっかく建てた基地局があまり利用されないということになると、もったいない話なので、他の自治体にも協力を頂く、農協さんとも相談をしながら、より多くの農家が使えるような形にしていってもらったらいいなと。

今回、ホクレンさんがやっている事業というのは、すごい、ありがたい事業で、半額も掛からないで、出来る。

サーバーのそういうメンテナンスなんかもみてくれるということなので、すごい有利な条件で、今、現在、皆さん、報道なんかでも分かっていると思うんですけれども、みちびきって日本が独自に上げた衛星あるんですけれども、そのことについて11月に深川市で講演会があって、北大の教授の講演だったんですけれども、聞きに行きました。

その中では、みちびきはすごい、新聞紙上では、誤差は6センチとなっておりますが、実際、その今日中は、北大の校内でやってみると、精度は3センチくらいにおさまると。

将来的には多分、そのみちびきのみで運用できるような形、それは、一番の目的は、自動車の自動運転に向けて、その装置が開発されているようなんですけれども、やはりそこまでいかないと農家にも普及しないんじゃないか。

だから一番現実的なのは、今、基地設置に向けているRTK基地局を作るのがいいということで、進めるということで、安心して、お願いしたいと思います。

いずれにしても話は長くなったんですけれども、1点目の質問については、終わらせて頂きたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

国民健康保険事業の都道府県化についてです。

ご存知のように、平成30年4月から、国民健康保険事業が広域化します。

現在、奈井江町が運営している、国民健康保険事業は、およそ、被保険者数1,200人、世帯数で770で運営しています。

それが、北海道へと運営主体が移管されますと、被保険者数134万4千人、世帯数83万5千となります。

加入者の数が大幅に増えるので、国保事業の財政基盤が、安定すると思われれます。

今まで、各市町村が決めてきた保険料や税は、来年4月以降、北海道が各自治体の医療費や所得水準を基に国保事業納付金を算定します。

市町村は、それを基にして、保険税を決定、被保険者より徴収し、北海道に納めるという方式に変わります。

今は、まだ試算の段階で、来年度の確たる答弁は、なかなか難しいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

新聞報道によりますと、11月に、北海道は、各市町村の来年度に向けた納付金の試算を公表しました。

それによると、保険料の負担が増える自治体は2町村だけで、あとの177市町村では減るといふ新聞報道でした。

以前、議会のまちづくり常任委員会での国保事業の調査では、担当の方から、「北海道から示される町全体の負担が減っても、被保険者や世帯割の負担が減らないこともある。」との説明もありました。

また、別の新聞報道では、国は、平成30年度、国民健康保険料の年間上限額を4万円引き上げ、現行の73万円から77万円に見直す方針を固めたと報道されております。

奈井江町でも、今年度、賦課限度額が、2万円上がって、54万円になっています。

国保加入者が、年々減っている奈井江町において、保険税を算定するのは、大変なことも理解できます。

平成29年3月末現在、1億7,500万円ほどある、国保事業の基金の運用は、今後、どうなるのか。

基金がない市町村も多い中、奈井江町は、まだ基金があります。

毎年、5千万円ほど繰り入れていますが、事業からの戻し入れが毎年あるので、単純には計算できませんが、このままいくと、5~6年で底をつきます。

都道府県化による目的は、広域化によって、加入者数を増やして、国保事業の財政を強化し、事業を安定化することにあると思ひます。

また、今は、加入する市町村によって違ふ被保険者の負担を平準化することも大事なことだと思ひます。

北海道では、都道府県化によって、各市町村の負担が今までより大幅に増える場合、激変緩和措置をとりながら、3年を一区切りとして、今後6年で解消したい、としているようです。

また、全道的にみて、保険税の賦課方式として、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式を採用している市町村が、52市町村あります。

その被保険者数は、およそ105万5千人、世帯数67万4千です。

その方式に、資産割を加えた4方式を採用している市町村は、127市町村あります。被保険者数は、およそ28万8千人、世帯数16万1千となります。

この3方式で賦課されている被保険者・世帯数が、8割になります。

この3方式で賦課しているのは、主に、市が多いです。

奈井江のように、かつて、農林水産業、自営業者が国保加入者の中心だったことで、4方式を採用する市町村が多いようですが、現在の国保加入者世帯の北海道の職業別割

合では、無職いわゆる退職者、年金生活者などが45%、社会保険に加入していない被用者、おおよそ非正規労働者といわれる方です。それが29%。

本来多かったはずの自営業は10%、農林水産業に至っては7%の割合です。

奈井江町でも、退職者の加入が増えて、自営業、農業の加入者が減ってきていることは、想像できます。

都道府県化をする目的の1つとして、被保険者の負担の平準化もあると思います。

奈井江町の賦課方式も、道内の多くが採用している方式に変えることがあるのか。

そこで、今まで言ってきたこと、2点について質問します。

1、都道府県化により、奈井江町の被保険者の世帯当たりの税額は、減るのか。

2として、これからの負担にもかかわると思うのですが、今の基金の運用のやり方や、現在、4方式で算定している国保税の賦課を、資産割を除いた3方式へ将来変更することはあるのかについて、質問したいと思います。

よろしくをお願いします。

●議長

(11時01分)

町長。

●町長

基地局の問題でございますが、先ほど答弁しなかったことですが、よく調査して、近隣とよく調査して、フル回転できるように、道にも発言しておりましたけど、そういうふうには、全体を網羅できるように致しますから、ご理解頂きたいと思います。

以上でございます。

それでは、国民健康保険税の問題について答弁申し上げたいと思います。

平成30年度からの新たな、今、竹森議員がおっしゃったように、新たな国民健康保険制度は、道内国保加入者の医療費などを全道の市町村で負担する仕組みでございます。道が算定する市町村ごとの納付金の額が、各市町村の保険税算定の基礎となることは、ご案内のとおりでございます。

11月に「国保料の負担増は、2町村のみである」との報道にもありましたが、国、道の追加公費投入により、ほとんどの市町村において、負担額が減るとの発表と承知しておりますが、新たな国保制度の目的、小規模自治体における、これまでの国保の構造的な課題であります医療費増額のリスク分散など、全道均等に納付金が配分されることによるスケールメリットがあると考えております。

それでは、1点目の質問になりますが、被保険者の世帯当たりの税額は減るのかについて、率直にお答え致したいと思います。

竹森議員の指摘のとおり、北海道国民健康保険運営方針に定める納付金算定方法も、3年ごとの見直しや、6年間の激変緩和期間の終了後における保険税上昇への対応として、道の標準保険料に近づけておくことが必要なことであると承知致しているところでございます。

道の算定した概算納付金を、町の現行保険税率で集めることができるか試算を行った

ところ、平成30年度の推計値では、収納不足額が見込まれるとともに、空知中部広域連合からの分賦金の精算について、平成27年度分の還付は9,200万円と、還付額が多い年もありましたが、平成29年度当初予算におきましては、5,800万円の基金繰入を見込んでおります。

現時点では、平成29年度分賦金なども未確定の状況にありますが、加えて、国の交付金の見直し、被保険者数の減少と高齢化など、保険税の上がる要素があるのも事実でございます。財政見直しを立てる上で、これらの不確定要素があることから、今後の経過を見ながら、基金の活用や財源の持続性を含めながら、国保税のあり方について中長期的に考え、できるだけ負担のかからないように、しっかりと検討して参りたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、2点目でございますが、これからの基金の運用や現在、4方式で算定している国保税の賦課を、資産割を除いた3方式へ変更することについてであります。道では、標準保険料率を3方式で算定していますが、全道的に3方式に統一することではなく、被保険者数、所得階層の分布、産業構造などを勘案し、現行保険料率とのかい離による、過度な負担が生じないよう、市町村の判断において決定するものとされております。

当町の平成29年度賦課における、資産割額は約1,200万円ありますが、3方式に変えた場合に、この分をどう賦課するかという課題もあることから、繰り返しになりますが、資産割を含めた、平成30年度以降の税額については、基金の活用や財源の持続性を含め、検討を進めている最中でありまして、今後、これらの取りまとめがなされた段階で、基金残余も含めた中、公平負担となるよう、皆様と議論をしていき、慎重に判断して参りたいと考えているところでございますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

要するに、今まで、複雑なこと言いましたけれども、これから、皆さんさんと論議して、どうなるかということ基準を出しながら、示していきたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げます。

●議長

(11時08分)

2番竹森議員。

●2番

ありがとうございました。

先ほど、私の1問目の質問は、最後のは要望だったので、丁寧にありがとうございました。

今回の国保のことについても、特別質問はないんですけれども、今、町長がおっしゃった、急激な変化ですね、保険料が変化する、それはやはり住民にとって一番大変なことで、道もそのために、3年を目途として、6年間で町村の激変緩和をしている。

それもやはり被保険者の負担をどのようになだらかにもっていく。

でも、大まかな感じとしては、負担は増えていくというのが、私たち、住民の実感な

んですね。

だから、やはり、急激に、5、6年辛抱して負担を上げないで、限界だからボンと3割も上げるといようなことはなるべく避けてもらって、いかになだらかに繋げていくか。

やはり、それがまさに、町でも、今、苦勞しているところだと思うんですけども、私も同感で感じております。

また、今後、難しい局面もあると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

●議長 (11時09分)
町長。

●町長
答弁というわけではありませんが、正確に覚えておいてほしいのは、今ほど3年後、6年後あると言いましたが、その時に、激変がよくない、上がったたり、3割も上がったたり、4割も上がったたり、そういうことが、なだらかにする為どういうふうにしたらいいかという検討しておりますから、よろしくお願ひ致します。

●議長 (11時10分)
2番竹森議員。

●2番
以上で終わります。
ありがとうございました。

●議長
以上で、竹森議員の一般質問を終わります。
ここで11時20分まで休憩を致します。
よろしくお願ひを致します。

(休憩) (11時10分)

(3. 1番大関議員の質問・答弁) (11時20分)

●議長
会議を再開致します。
休憩前に引き続き、一般質問を行います。
1番大関議員。

(1番 登壇)

●1番

農業関連の質問が続いておりますけれども、私からも農業関連の質問を今回は大綱1点、農業委員の報酬についてを町長に伺いたいと思います。

町長は、日頃の挨拶の中でも、最初に、農業を話題にされることが多いので、やはり町の基幹産業は、農業ということで認識をされていることと思います。

また、土地改良事業や、産地ブランド確立支援事業等の継続によりまして、ここ数年、水稻については、良い成績、結果を出し続けております。

今年は、作況指数、北空知103、南空知105となりましたが、当町は北空知に分類をされるところでありますけれども、普及センターの調べによりますと、奈井江町は、作況指数105ということになります。

新砂川農協と致しましても、全体で12万6千俵ほどを集荷致しまして、低蛋白率につきましては、ななつぼしで58%、きたくりんで63%、特にゆめぴりかにつきましては、低蛋白米出荷率が80%を超えまして、過去最高の出来となりました。

しかも、収量も高く、歩留まりも良く、米価も3年続けて、値上がりをして、最高の年となっております。

このような成績を残せたのも、優良農地を長年守り続けてきた農業委員会の活動が、しっかりと行われたきたからこそと思います。

ご存じのとおり、農業委員会には、様々な業務がありますが、当町の農業委員会は、特に、担い手への農地利用集積や、遊休農地の発生防止や解消に成果を上げています。

また、奈井江町の約1,800haの農地を、ここ数年は、10名体制で活動しております。

委員の皆さんには、頭が下がる思いであります。

また、近年では、離農する方の面積が、年々大きくなってきていると聞いておりまして、今後ますます農業委員の活躍に期待するところでもあります。

その農業委員会法も、平成28年4月1日より改正、施行されまして、大きな変更点の1つに、選挙制と市町村長の選任制の併用から、市町村長の任命制に変わりました。

独立した行政機関であります。これを機会に、農業委員の報酬について議論してはどうかと考えます。

少し調べましたが、農業委員の報酬については、空知管内で最も低い水準であり、検討する良い機会だと思います。

財政状況が厳しいことは重々承知しておりますし、教育委員や監査委員とも連動する事案でありますので、すぐ答えが出せるとは思いませんけれども、町長の考えをお伺いします。

●議長

(11時23分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員の質問にお答え致したいと思いますが、農業委員の報酬に関してということですが、平成26年6月の政府・与党の農業委員会改革の推進の取りまとめにおいて、「農業委員等が責任ある判断ができるよう報酬水準の引き上げを検討するものとする」と提言がなされているところでございます。

また、ご指摘のとおり、昨年の農業委員会法の一部改正では、新たに農地利用の最適化の推進に関する事項が、必須業務となったところでございます。

しかしながら、この必須業務となったことは、本町を含む、北海道内の農業委員会においても、従来から取り組み、遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地集積に大きな成果をあげているところでございます。

本町においても、直近の農業委員会調べでは、遊休農地比率は0.2%、担い手への農地集積率は89%となっておりまして、これが農地利用の効率化及び、高度化が相当程度図られているという一定の基準に該当していることから、本来、この業務を担うために法改正により新設された、農地利用最適化推進員についても、委嘱を行わなかったところでございます。

一方、近隣の農業委員会におきましては、今回、この一連の経過がありました、委員報酬については、据え置かれている状況にあります。

今回の制度改正による報酬の審議につきましては、遊休農地の発生防止・解消や担い手への農地集積など、重要な業務であることは、十分理解しておりますので、管内の農業委員会の動向や、農業委員を含む他の行政委員との並び等を考慮し、慎重に対応して参りたいと考えておりますので、ご理解の程をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時27分)

1 番大関議員。

●1 番

只今の答弁によりますと、なかなか難しいということではありますが、もう1度聞きたいと思っておりますけれども、新制度になりまして、農業委員会では、今までと違いまして、農業に関係のない人を1名入れなさいでありますとか、なので、そういう人がなかなかすぐにはあっせん業務には携われないということで、委員の負担も大きくなってきていることと思っております。

特に会長であります、今日も出席しているところでありますけれども、農業関連組織の代表というか、この会の代表は、農業委員会会長がなるというような組織が多いものでありますし、また、そういう組織では費用弁償があたりませんし、かなり、負担が大きくなっていることと思っております。

後々このような負担の大きさから、引き受け手がいなくなるようでは、本町の農業にとって大きな痛手となりますので、是非とも、報酬審議会等で検討頂くことをお願いしたいと思いますが、もう一度、町長の答弁をお願いしたいと思います。

●議長 (11時28分)
町長。

●町長
農業委員会の会長のことでございますが、会長の報酬を上げたらどうかということでございますが、地域農業再生協議会、中山間地域直接支払審議会のその他にも多数の関連組織の委員と致しまして、ご苦労頂いていることは事実でございます。

認めますが、また、農業委員の報酬水準につきましても、管内で非常に低いという、最低だということの中で、日頃活動を頂き、遊休農地の発生防止、解消、担い手への農地集積に大きな成果を上げて頂いていることは、改めて感謝を申し上げるところでございます。

大関議員のご質問にもありましたとおり、また、先ほどの私の答弁でも申し上げましたとおり、報酬水準の関係は、他の行政委員とも関連していく重要な内容でございますし、会長としての職務の複雑さなど十分に理解しているところでございますが、繰り返しになりますが、会長報酬も含めた、管内の動向などをみながら、慎重に対応していく必要があると考えておりますので、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

よろしく申し上げます。

●議長 (11時30分)
1番大関議員。

●1番
慎重に議論していくというか、考えていくということでもありますので、今回の場面だけではなくて、色々な場面でこの関係する行政委員とも、農業委員にも関係ありますけれども、それについて、今後、継続的に検討することをお願い致しまして、私からの質問を終わります。

●議長
以上で、大関議員の一般質問を終わります。
(11時31分)

(4. 7番笹木議員の質問・答弁) (11時31分)

●議長
引き続き、7番笹木議員。

(7番 登壇)

● 7番

7番笹木利津子です。

先の通告に従い、幼児教育の無償化について、町長にお伺い致します。

教育費の心配をせずに、安心して子供を産み育てられることが出来、希望すれば、誰もが必要な教育を受けられる社会を築く。

国づくりの基本は、人づくりであり、人への投資が未来を開くとの考えから、国では、幼児教育から大学を含む高等教育までの大胆な教育の無償化の実現を目指しているところであります。

教育費の負担は、少子化を招く最大の原因の一つとなっております。

国立社会保障・人口問題研究所が、2015年、全国の18歳以上50歳未満の既婚女性を対象に実施した調査によりますと、子供の数が理想を下回る理由として、「子育てや教育費にお金がかかりすぎる」が56.3%と最も多く、この数字を見ても、少子化対策の観点から、教育費負担の軽減を最優先に考えるべきと思います。

政府は、今月8日、幼児教育・保育や高等教育の無償化などを盛り込んだ「人づくり革命」と「生産性革命」を2本柱とした、新しい経済政策パッケージを、閣議決定致しました。

教育無償化には、2兆円規模を投じ、財源は、2019年10月の消費税増税分の用途変更などで確保する考えであり、19年4月から幼児教育・保育の無償化を一部先行実施、20年4月に高等教育を含め、全面実施となります。

この人づくり革命のうち、幼児教育と保育の無償化には、8,000億円を想定しております。

就学前教育が、学習意欲の向上に役に立つとした諸外国の研究成果もあり、また、人格は、幼児期に作られ、幼児教育に掛かった費用が、将来、様々な形で7倍になって帰ってくるとの研究データも報告されております。

まさに、幼児に人材投資をするとの観点ではないでしょうか。

既に全国では、本年4月から0歳から5歳児の、認定こども園、保育園、幼稚園、小規模保育事業所の保育料や利用料の利用負担額を無償にするなど、自治体独自での取り組みも進められております。

今回の閣議決定を受け、更に、教育負担の軽減に向け、多くの自治体で先行した施策の展開が想定されるところであります。

5歳児においては、19年4月から無償化の先行が実施される見通しとなっていることも踏まえ、奈井江町において、先行した施策が実施できないかと考えます。

実施については、何と云っても、町の財政負担が、どの程度なのかかが重要でありますので、5歳児及び、3歳児4歳児の財政負担の影響額についてお伺い致します。

また、今回、幼児教育無償化については、幼児教育の重要性に鑑み、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供に、質の高い幼児教育を保証するための施策であります。

国づくりの基本は人づくり、すなわち教育です。

今では当たり前になった教科書の無償配布や児童手当、更には、幼児教育の段階的無償化、返済の必要のない給付型を含む奨学金制度の拡充など、教育負担の軽減へ向け、多くの施策が実現してきましたが、今回の閣議決定された施策は、過去最大であります。この施策を受け、奈井江町として、町長のご見解も合わせて、お伺い致します。

●議長

(11時36分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

笹木議員のご質問にお答え致したいと思っておりますが、まずは、幼児教育、保育の無償化についてでございますが、笹木議員のおっしゃるとおり、人づくりは国づくりであると。更には、教育の骨格は、人づくりであると。

こういうお話が協調致します。

笹木議員からご質問にお答え致したいと思っておりますが、1点目の無償化に関する町財政の影響額であります。既に奈井江町では、年齢による軽減措置と致しまして、5歳児では50%、0歳から4歳では10%を実施しているほか、第3子の無料化など、多子軽減措置にも取り組んでいるところでございます。

現行の支援制度から、保育料を無償化に拡充した場合の平成30年度の見込みにつきましても、5歳児では21名でございますが、280万円の増、3歳児では、また4歳児では60名でございます。1千万円増の影響が見込まれるところでございます。

2点目の幼児教育無償化に対する考えにつきましては、これまで奈井江町では、早くから幼児教育保育の重要性を認識致しまして、保護者の方と議論を交わしながら、年齢に応じた保育料軽減措置、第3子の無償化などのほか、本年度からは第2子を20%に拡大するなど、多子軽減にも取り組んでいるところでございます。

私と致しましては、特に、5歳児の軽減措置におきましては、小学校に進学する前に、多くのお子さんが、はぐくみに通いまして、質の高い保育・教育を受け、仲間意識を育てながら進学することを目的に実施して参りましたが、現状としては、3名のお子さんが、他市の施設に通われているところでございます。

平成30年度からは、今までの取り組みに加えまして、はぐくみの英語教育において、より一層、内容の充実を図り、こうした中で、はぐくみを選んでもらえるこども園にして参りたいと思っております。

ご理解の程、お願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時39分)

7番笹木議員。

● 7 番

今ほど町長の答弁にもありましたけども、様々な観点で、特にこの幼児教育については、奈井江町はやっぱり他の自治体から比べて、本当に、先々先行して、様々な施策で、親御さんの負担を軽減しているということは、私も十分承知をしているところであります。

特にこの近年、国として、教育負担の軽減に対して、多くの施策が実現されてきました。

私たちが教育を受ける、歳が分かってしまうんですけれども、教育を受ける時代には、本当に生活苦のために、希望する進学がなかなか望めない。

そしてそのために、人生もなかなか自分の思ったような方向に進んでいかなかったというようなことの思いを持っている方もいるのかなと思うんです。

それから考えると、本当に、私、今回、閣議決定を、多少なりにも影響させて頂く中で、良い時代になったなと本当に思ったんですね。

良い時代になったというか、良い時代が来るなど、近々ですね、そんな思いがありました。

今、町財政の影響額も伺いましたが、町財政が大変厳しいのは十分私も承知しているところであります。

特に、この5歳児に関しては、21名280万、国としても19年の4月は、5歳児はスタートをするということでもあります。

私今回の質問は、なんとか1年先駆けて、この280万の前倒しで、新年度、5歳児の無償化がならないのかなというのが率直な私の今回の質問であります。

ただ、そればかりではなく、この幼児無償化について、私この度少し勉強もしたんですけれども、本当に幼児の教育が後々のその子の人格を作るというか、ものすごい影響力が大きいんだっていうものも、私なりに勉強させて頂く中で、この後、18年19年20年、20年の春には今までにない教育費の負担の軽減が実現される、こんな時代になってます。

2兆円規模ですから、内容も見ましたけれども、間口も本当に大変広く、ただ乳幼児、幼児だけではなく、高校、大学、それから様々な部分で、間口広く、この2兆円が良い形で教育負担軽減に繋がって、使われていくのかなということを私も学ばせて頂いたんですが、今回の質問では特に、幼児教育の無償化が、私なりにですよ、私なりに、とても大事な観点なんだという思いで、質問させて頂いたんですが、子供達の進路、また人生に向けて、最も価値のある、この幼児の無償化ではないかなという思いで質問させて頂いたんですが、町長、この辺はいかがでしょうか。

● 議長

(11時43分)

町長。

● 町長

同じ意見でございますが、ただ、国が、スタートするというから、同時にスタートしていきたいと、こういうふうに考えておりますが、幼児教育の大切さということは、今、力説されておりましたが、全くその通りでございますが、私の本心も、どちらかということ、子供達にやはり、幼児教育をすることによって、無償化にすることによって、家庭の負担も少なくなるし、そして、更には、子供達も、はずむような勉強だろうと思いませんし、集団生活に慣れてくると、こういうことになりますと、地方も立派に育てていこうと思います。

そういうことで、私も同意見ですが、財政難といいますか、そういうことも含めて、総合的に考えて頂きたいと思えます。

笹木議員の質問には本当に同調しますが、財政が大変困難だということも含めて、国と同時にスタートをしたいと、こういうふうに思います。

よろしく願い申し上げます。

●議長 (11時44分)
7番笹木議員。

●7番
国と同時ということでありませう。
とにかく、奈井江にははぐくみという素晴らしい施設があります。
今いる子供達も、またこの春、巣立っていく子供達も、また、来春入ってくる子供達も、育みで学ぶことが、本当にこの先の人生にとって、良い人生になるように、先生方にもしっかり頑張って頂きたいと思えます。
質問を終わります。

●議長
以上で、笹木議員の一般質問を終わります。
昼食のため1時00分まで休憩とします。

(昼休憩) (11時45分)

(5. 5番三浦議員の質問・答弁) (12時58分)

●議長
会議を再開致します。
休憩前に引き続き、一般質問を行います。
5番三浦議員。

(5番 登壇)

● 5 番

午前に引き続き、定例会参加ご苦労さまです。

本日は、町長に2点、質問致します。

1点目は、公園の里親制度実施に向けた、進捗状況についてです。

今年度の執行方針に、町民ボランティアによる公園管理を支援する、公園の里親制度を検討していくとあり、それについて、第1回定例会で、公園の里親制度とはどのようなものか、また、どんな手順で、実施に結びつけるのかという質問を致しました。

答弁では、制度の概要の説明と共に、地域などへ働きかけや、継続的に活動してもらええるための方法については、今後、検討し、制度化していきたいとのことでしたが、その後の進捗状況を伺いたいと思います。

● 議長

(12時59分)

町長。

(町長 登壇)

● 町長

公園の里親制度について、三浦議員にお答え致したいと思いますが、3月定例会において、町政執行方針で説明致しました、公園等の新しい取り組みとしての公園の里親制度ですが、住民の皆さんと共に、継続的に美しいまちづくりを進めていくため、公園等の公共施設を「子ども」に見立て、住民の皆さんに「里親」になってもらい、定期的に清掃や、除草などのボランティア活動を行って頂くものでありまして、現在、事業実施要綱を作成中ではありますが、30年度より制度化し、スタートして参りたいと考えております。

要綱の内容については、参加の届出、活動区域を定め、合意書を取り交わします。

町の支援と致しましては、活動に必要な用具類の提供・貸与や活動中に発生した事故などの対応にもボランティア活動保険に加入致しまして、安心して活動することが出来ます。

これまでも、一部の町内会や町民の方々が自発的に公園の環境美化活動に取り組んで頂いている地域もあることから、今後、このような取り組みが、地域づくりの一環として、住民の皆さんに浸透して頂けるよう、期待するものであります。

詳しい内容につきましては、広報等で住民の皆さんや各種団体の方々に周知して参りますので、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

以上、答弁と致します。

● 議長

(13時02分)

5番三浦議員。

● 5 番

次年度から実施の予定ということで、詳細については、広報等で流していくということでした。

私は、公園の里親制度について、いくつか、他の自治体の条例を見てみましたけれども、対象となる公園の範囲なども、非常に広く、また、里親になれる条件というの、各自治体で、様々で色々な状況があるというふうに感じました。

例えば、里親になれる条件として、人数は2人以上というところもあるし、3人以上というところもあるし、例えば、公園の草刈りは年に何回以上することと書いてあるところもあるし、すごく厳しいなというところもあったんですけども、そういう色々なことと、それから、もう一つは、奈井江町の場合には、公園や児童公園という書き方が町政執行方針にされていましたが、例えば、私が住んでいる南町6区には、公園でもないし、児童公園でもないんですけども、冬場は雪捨て場になるような、空き地みたいなのがあって、でもそれは町の土地であるというようなところがあるんですけども、夏になると、草が生えてくるので、町内会で自発的に草刈りをしているというようなところがあります。

そういうように、それぞれの町内では、現在、色々な面で、町民が自発的に管理しているところがあると思うんですね。

そういうような実情をよく町内会の方と、話し合っ、て、実情を聞いて頂いて、そして、進めていきたいなというふうに思っています。

特に、このことについては、前回の質問の時にも、お願いしましたが、町内会等から、中身について説明して欲しいというような要望があった時には積極的に出掛けていって、制度の趣旨や活動の方法を住民と一緒に考えていきたいというふうをお願いしたんですけども、そういう点について、もう一度、町長からお話を伺いたしたいと思います。

●議長
町長。

(13時05分)

●町長

今、三浦議員がお話ありました説明会等含めてでございますが、是非、呼んで頂きたいと。

人数なければ、ダメだと思いますが、1人や2人では、やっぱり可能性としては、10人20人単位、集まっているからということで、そういうことで説明に行かせようと思っておりますので、ご理解の程をお願い申し上げたいと思います。

●議長

5番三浦議員。

(13時06分)

●5番

10人、20人集められるかどうかはちょっと自信がありませんけれども、そういう

実際に動き出す前段としては色々な条件とかを、町内会の方にどんどん流していき頂きたいなというふうに思います。

行政と町民が協力して、町をきれいにするというので、これは、目に見える協働のまちづくりになると思うんですけども、そういうところに期待して、次の質問に移ります。

2つ目の質問は、高齢者等支え愛条例に基づく災害時要援護者名簿の更新と、小地域ネットワーク事業の円滑な継承について、質問致します。

2013年に、高齢者等支え愛条例が制定されて、住民が共に支えあう地域づくりを目指してきたところですけども、その基礎となる名簿の更新がどうなっているのかということです。

支えあいの係の中の話し合いの中で、例えば、新たに65歳になられた方とか、施設入所やお子さんとの同居などで転入とか転出された方、また、お亡くなりになった方など、日々変化するんですけども、その対象者を掴みきれないという悩みが話されています。

名簿の更新の流れがどういうふうになっているのか、お尋ねします。

また、条例が制定され、区長などへの説明や名簿作成時の役場の担当者とのやり取りなどを経験した町内会役員が、何年か経って交代していているんですけども、小地域ネットワーク事業の理解や、運営方法について、制度発足当初の係というか町内会の中の担当者といいますか、その方たちと、現在の担当者との間に温度差が出ているような気がします。

また、熱心に活動している地域と、そうでない地域との差もあるような気がしています。

11月先月ですけども、17日に社会福祉協議会が主催しました「小地域ネットワーク事業研修会」へ、私も、時間は前半だけだったんですけども、参加したんですけども、小地域ネットワークが、町内に31チームあるということでしたけれども、そのうち参加されていたのは7チームでした。

活発に活動しているチームからは、複数、4人とか参加しているチームもありましたので、参加者は全部で16人だったんですけども、チームの数としては、7チームしか参加していないということでした。

中味は、大変ためになる情報が聞ける良い機会だったので、もったいないなという感じがしました。

私の町内会でもそうですけれども、進んでいる地域の取り組みについていけないという、そういうふう感じて、こういう種類の学習会から足が遠のいてしまうという傾向もみられています。

そこで、区長や地域たすけあい責任者が交代しても、この制度が引き継がれていくように、支え愛条例や、小地域ネットワーク事業の概要を分かりやすく冊子等にまとめて、引き継いでいけないかということをお尋ねしたいと思います。

●議長

(13時10分)

町長。

●町長

三浦議員の2つ目ご質問でございますが、支え愛条例に関してお答えして参りたいと思います。

1点目の、要援護者名簿更新の流れについてであります。高齢者等支え愛条例に基づき作成された名簿につきましては、平成27年2月より、各行政区に貸出を開始しております。

各行政区では、区内の見守り等に、また、民生委員におかれましては、対象者の状況確認等で活用されております。

この名簿の更新の流れにつきましては、まずは、住民異動データから、65歳に到達した方のうち、独居世帯・高齢夫婦のみ世帯の基本個人情報を整理致しまして、対象者の把握を行い、更には、介護や障がいの認定となる方から、担当課により、身体の状況等の聞き取りを行い、同様に整理をしております。

同時に、これらの対象者に対して、役場窓口、自宅訪問などで、登載の同意を頂いた上で、名簿の更新を行うこととなります。

貸出しを始めた、平成27年においては、順次、更新を進めておりましたが、その後、平成28年に入ってからの手続きにおいて、特に、65歳以上の高齢者の取扱いで、住民基本データ上、同居親族との世帯分離が行われる場合など、データでは、別世帯でありながら、実態は同居していたり、また、お子さんなど世帯員の転入、転出により、対象の扱いが変わるなど、手作業による事務を行う中で、実態の把握に大変多くの時間を要する状態に直面するようになりました。

更には、新たに、65歳に到達した対象者の、名簿登載の同意確認については、職員が自宅を訪問致しまして、聞き取りを行っておりますが、仕事をされている方など、不在により面会が出来ない事例も多く、一定期間の事務作業が追いつかない状況となったことから、平成28年8月以降、一時作業を中断しております。

現在、その改善策と致しまして、作業効率を向上させるため、データ集約に関して、情報処理システムでの対応や、名簿登載の同意確認の方法を訪問に加えて、郵送を取り入れるなどの検討を行っております。

これらの検討作業を進めた中で、可能な限り、早い時期に名簿の更新作業に着手し、最新の情報を提供して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に2点目の、責任者交代時の冊子等の活用に関してであります。高齢者等支え愛条例制定の際には、各行政区の総会等において、条例制定の背景、取り組みの方法等について、ご説明をさせて頂き、住民周知も行って参りました。

また、小地域ネットワークに関しては、平成14年以来、町の補助金を基に、社会福祉協議会で事業に取り組み、定期的に関係者の議論を重ねているとお聞きしているところでございますが、現状においては、高齢化に伴い、事業活動における担い手の不足や、参加者の減少などから、36団体の内、5団体が活動を休止していると伺っております。

こうした状況にあるものの、日常的な生活や、災害時など、住民相互の支え合いについては、継続して取り組んでいかなければなりません。

そのために、まずは、地域の担い手に対して、事業の趣旨を伝え、ご理解を頂いていくことが、重要なことだと思います。

定期的に広報などによるPRや、地域で活用できる冊子等の作成についても、前向きに検討して参りたいと考えておりますので、ご理解の程、お願い申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長 (13時16分)

5番三浦議員。

●5番

名簿の更新については、今、一時的に滞っているということは、お聞きしました。

65歳以上になった方について、名簿の対象となる方を絞って、そして、介護が必要だとか、そういうことを聞き取って、名簿を係の方に渡してもいいかという確認を取るというところまでは、分かったんですけども、その後について、実際には、社協を通してというお話があると思うんですけども、この後、社協との関係はどんなふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

●議長 (13時18分)

町長。

●町長

社協の関係は、あまり聞いておりませんが、後程、聞いたまま、そのままお話申し上げたいと思います。

ただ、議会中に間に合うかどうかも含めて、社協のことを良く聞きただしてみたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

●議長

若干休憩致します。

(休憩)

●議長

会議を再開します。

町長。

●町長

今、事務局から、言って参りましたが、高齢者等支え愛条例に関する協定を社会福祉協議会と締結していることは、事実でございますが、名簿の管理及び提供窓口の業務に関することについては、これについては、社協で継続してやって頂いているそうでございます。

よろしくご理解の程をお願い申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時19分)

5番三浦議員。

●5番

地域で、小地域ネットワーク事業の仕事を受け持っている担当者にとっては、この名簿がまずとっかかりなんですよ。

ですから、最新の正しい名簿が手に入るということが、まず、仕事の始まりだと思いますので、この点、スムーズに進むように今後よろしくお願いしたいと思います。

それから、社協との関係も、地域にとっては、社協にこれは聞いたらいいのか、それとも、役場のどこに聞いたらいいのか、よく分からないというようなところもありますので、冊子を作ったりする時にも、流れみたいなものを、こういうのはここに聞きに行けばいいんだよというようなところを、きちんと示して頂きたいと思いますが、この点、いかがでしょうか。

●議長

(13時20分)

町長。

●町長

今、ご指摘あったとおり、させていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

●議長

三浦議員。

●5番

この事業は、町内会や老人会など、少子高齢化の中でますます重要な事業となっていくと思っておりますので、名簿の更新と、活動の継続がなされる工夫を期待致しまして、質問を終わります。

●議長

以上で、町政一般質問を終わります。

(13時21分)

●議長

日程第 6、議案第 1 号「平成 29 年度奈井江町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第 4 回定例会、ご出席大変お疲れさまでございます。

それでは、私の方から、議案書の 1 頁、「専決処分の承認を求めることについて」ご説明をさせていただきます。

議案第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

記と致しまして、専決事項が、平成 29 年度奈井江町一般会計補正予算（第 7 号）であります。

平成 29 年度奈井江町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 841 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 7,297 万 9 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2、専決処分の年月日であります、平成 29 年 9 月 28 日でございます。

平成 29 年 12 月 13 日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入、14 款国庫支出金 841 万 7 千円を追加し 2 億 2,667 万円、歳入合計が同様に 841 万 7 千円を追加し 57 億 7,297 万 9 千円。

歳出、2 款総務費 841 万 7 千円を追加し 2 億 7,914 万 5 千円、歳出合計が同様に 841 万 7 千円を追加し合計 57 億 7,297 万 9 千円とするものでございます。

今回の予算補正につきましては、衆議院の 9 月 28 日の解散、10 月 22 日に執行となりました衆議院議員総選挙に係る経費であり、解散となりました 9 月 28 日付での専決処分を行ってございます。

それでは、補正予算の内容について歳出より説明を致しますので、6 頁をお開き下さい。

8 頁にわたります、2 款、4 項、2 目の衆議院議員選挙費では、人件費で 508 万 3

千円、備品購入費 172万8千円等々、合わせて841万7千円を追加計上してごさいます。

なお5頁をご覧を頂きたいと存じますが、歳入の14款、3項、1目における選挙委託金で、歳出予算と同額を計上してごさいます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時26分)

●議長

日程第7、議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の44頁をお開き下さい。

議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

69頁をご覧を頂きたいと思いますが、平成29年12月13日提出、奈井江町長。

平成29年人事院勧告による、国家公務員の官民格差等に基づく給与制度の改正が行われることから、同様の給料表や支給手当額の改定を行うため、本条例の一部を改正を致したく、提案をさせて頂きました。

詳細につきまして、担当参事より、説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

まちづくり参事。

●まちなみ参事

それでは、議案第5号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明をさせて頂きます。

議会資料の1頁資料1をご覧下さい。

改正条例の第1条に関して、始めに、給料について申し上げますが、資料の次の頁2頁から24頁にかけて、各給料表の新旧対照表をお示しをしているところでございますが、主な内容につきましては、初任給及び若年層におきましては、1千円程度の引き上げ、その他については400円を引き上げ、平均改定率0.2%となる改正でございます。

次に、勤勉手当についてご説明を致します。

議会資料の32頁、資料4をご覧頂きたいと思います。

まず、一般職につきましては、0.1カ月分、再任用職員については、0.05カ月分を増額する改正であります。

平成29年度支給分につきましては、12月期の支給月数を引き上げ、1回で支給するでございますが、30年度以降につきましては、6月期と12月期の2回に分けて支給を致すものでございます。

次に、議案書の67頁をお開きを頂きたいと思います。

議案の67頁から68頁にかけて、改正条例の第2条及び附則の第3条、第4条に關しましては、55歳を超える職員の減額支給等に係る経過措置が、平成30年3月31日をもって廃止されることによる改正を行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、第1条に關しては、平成29年4月1日から適用。

第2条及び附則第3条並びに第4条の規定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を致しました。

よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時30分)

●議長

日程第8、議案第6号「奈井江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の70頁をお開き下さい。

議案第6号「奈井江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」

平成29年12月13日提出、奈井江町長。

本条例につきましての改正要旨でございますが、町立国保病院の医療技術部門、薬局でございますが、こちらにおいて、薬剤師1名が退職をし、恒常的に超過勤務をせざるを得ない状況が発生してございます。

このような場合、一般職員でありますと、時間外勤務手当により対応をしておりますが、同手当の対象外であります管理職においても、特例的に手当の支給を行うことができるよう、「その他特殊勤務手当」を新たに規定をするため、本条例の改正を行うものでございます。

なお、支給に関して必要な事項は、規則によって定めることとし、本年10月より施行致したく、本条例の改正を行うものでございます。

よろしく、ご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時33分)

●議長

日程第9、議案第2号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算(第8号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の10頁をお開き下さい。

議案第2号「平成29年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）」

平成29年度奈井江町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ659万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億7,957万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月13日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

始めに歳入について説明致します。

12款分担金及び負担金16万2千円を減じて2,305万5千円、14款国庫支出金228万2千円を追加し2億2,895万2千円、15款道支出金18万5千円を追加し6億9,848万3千円、17款寄付金2万円を追加し3,235万円、18款繰入金428万5千円を追加し1億9,117万7千円、20款諸収入1万4千円を減じて4億1,414万2千円、歳入合計659万6千円を追加し57億7,957万5千円であります。

次頁の歳出であります。

2款総務費359万7千円を追加し2億8,274万2千円、3款民生費500万8千円を追加し9億1,418万4千円、4款衛生費73万1千円を追加し6億8,897万9千円、6款農林水産業費2万2千円を追加し8億7,798万6千円、8款土木費621万円を追加し6億909万円、12款職員費897万2千円を減じて9億4,668万1千円、歳出合計で659万6千円を追加し57億7,957万5千円とするものでございます。

それでは、補正の内容について、歳出より説明を致します。

18頁をご覧ください。

2款、1項、1目の一般管理費では、行政情報システムに要する経費で、マイナンバーに係るシステム改修費等負担金で156万5千円を追加計上。

4目財産管理費では、職員・教員住宅の維持管理等に要する経費の住宅修繕料で97万4千円を追加計上。

庁舎の維持管理に要する経費では、台風18号により破損をした車庫の修繕料で42万2千円を追加計上してございます。

19頁をご覧ください。

6目、交通安全対策費では、防犯灯の修繕で30万6千円を追加計上。

10目、地域振興基金で、ご寄附による積立金2万円を追加計上。

3款、1項、1目の社会福祉総務費では、障がい者支援に要する経費として、システム改修等に係る負担金121万円を追加計上。

社会福祉団体等補助金では、地域活動支援センターの利用者増による、運営補助金12万1千円を追加しております。

20頁をご覧ください。

2目、国民年金費では、マイナンバーに係るシステム改修負担金で18万3千円を追加計上。

3目、老人福祉費では、老人福祉施設措置に要する経費の過年度分の精算金で24万3千円。

後期高齢者医療保険に要する経費の、療養給付費負担金で2万1千円を追加計上。

6目、社会福祉施設費では、東町生活館の床修繕で、26万3千円を追加計上しております。

21頁をご覧ください。

7目、老人福祉施設費では、かおる荘の火災報知機の更新で26万円を追加計上。

8目、高齢者対策費で、22頁にわたる予算補正については、人事異動等による人件費の精査であります。

23頁をご覧ください。

コミュニティ・カフェに要する経費として、新任の地域おこし協力隊員の赴任旅費として15万7千円を追加計上。

老人総合福祉施設に要する経費では、やすらぎの家無償譲渡契約に係わる瑕疵担保分として、非常用照明装置、厨房空調機修繕等の修繕に対する負担金で、166万4千円を追加計上。

2項、1目の児童福祉総務費では、扶助費の見込精査で69万6千円を追加計上。

24頁をご覧ください。

4款、1項、1目では、健寿苑譲渡の際の瑕疵担保分として、非常用照明装置、消防用設備の修繕に係る負担金73万1千円を追加計上してございます。

25頁にわたります、6款、1項、5目の農地費では、人件費の精査により2万2千円を追加計上。

26頁をご覧ください。

8款、3項、1目河川維持費では、大雨により破損をしたクラマナイ川排水路の護岸復旧工事で356万4千円を追加計上。

2目、水防費では、高島地区の防災組合に対する、防水対策用ポンプの修繕に係る助成金で5万9千円を追加計上

4項、2目では、下水道事業会計繰出金の見込精査を行い、79万7千円を減額計上。

5項、1目では、公営住宅等の修繕料で338万4千円を追加計上してございます。

27頁をお開き下さい。

次頁にわたります、職員給与費であります、人事院勧告によります予算補正で77

3万円の追加、人事異動による予算補正で1,670万2千円の減額、合わせて897万2千円の減額計上を行ってございます。

続きまして、歳入について説明を致します。

15頁にお戻り下さい。

12款民生費負担金では、老人福祉施設入所者費用の徴収金で16万2千円を減額計上。

14款、1項、1目の民生費国庫負担金では、児童福祉サービス費負担金で34万7千円を追加計上。

2項、1目、総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で140万4千円を追加計上。

2目、民生費国庫補助金で、地域生活支援事業補助金で2万4千円、障がい者総合支援事業費補助金で32万4千円を追加計上。

16頁にわたります、3項、2目の民生費委託金では、基礎年金等事務費委託金で18万3千円を追加計上してございます。

15款、1項、1目では、児童福祉サービス費負担金で17万3千円を追加計上。

2項、3目では、地域生活支援事業補助金で1万2千円を追加。

17款の寄附金では、商工会料飲業部会様からのご寄附により2万円を追加計上してございます。

17頁をお開き下さい。

20款、4項、2目では、道営換地計画受託事業収入において、事務費の見込精査により1万4千円を減額計上してございます。

なお、以上におけます歳入歳出の差428万5千円につきましては、財政調整基金繰入金と同額追加計上を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時43分)

●議長

日程第10、議案第3号「平成29年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の30頁をお開き下さい。

議案第3号「平成29年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)」

平成29年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,220万3千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月13日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、3款繰入金79万7千円を減じて2億8,476万5千円、6款町債230万円を追加し4,810万円、歳入合計150万3千円を追加し4億6,220万3千円。

歳出、1款下水道費150万3千円を追加し8,638万9千円、歳出合計150万3千円を追加し4億6,220万3千円とするものでございます。

32頁をご覧ください。

第2表、地方債補正の変更であります。

起債の方法、利率、償還の方法については、当初のものと変更がございませんので、割愛をして説明をさせていただきます。

まずはじめに、起債の目的であります資本費平準化債であります但230万円を追加して3,490万円とするものでございます。

次に、個別排水処理施設事業債であります但10万円を追加し280万円とするものでございます。

それでは、補正の内容について、説明を致します。

歳出より説明を致しますので、35頁をご覧ください。

1款、1項、1目では、消費税の確定により141万9千円を追加計上。

2目、下水道建設費および36頁にわたります、3項、1目、下水道維持費では、それぞれ人事院勧告による人件費の見込精査を行っております。

歳入について説明を致します。

34頁をご覧ください。

6款、1項、1目、下水道事業債で240万円を追加。

2目、過疎債で10万円の減額計上を行っております。

この町債の予算補正により、歳出における2款公債費の財源振り替えを行ってまいります。

以上におけます歳入歳出の差79万7千円につきましては、一般会計からの繰入金を減額し、収支の均衡を図ってまいります。

以上、補正予算の概要について説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 3 時 4 8 分)

●議長

日程第 1 1、議案第 4 号「平成 2 9 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 3 9 頁をお開き下さい。

議案第 4 号「平成 2 9 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）」

第 1 条、平成 2 9 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 2 9 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入については補正はございません。

支出、第 1 款、病院事業費用 2 4 5 万 8 千円を追加し 1 1 億 9, 9 8 0 万 6 千円。

第 3 条であります。予算第 7 条に定めた経費の金額を、次のように改めるとし、(1) 職員給与費であります 5 3 3 万 1 千円を追加し 5 億 7, 6 2 8 万 8 千円とするものでございます。

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日提出、奈井江町長。

今回の補正の内容につきましては、下水道会計等々と同様に、人事院勧告および人事異動等による人件費の精査であります。

歳出より説明申し上げますので、4 1 頁をご覧を頂きたいと存じます。

病院事業費用、医業費用の 1 目給与費で 4 8 6 万 9 千円の追加。

3 目経費で 2 8 1 万 6 千円の減額。

次頁の、サービス付高齢者向け住宅費で、4 0 万 5 千円の追加計上をしてございます。

以上の結果、単年度実質収支では、7, 8 2 2 万 3 千円の赤字、繰越実質収支では 1 億 2, 1 3 2 万 8 千円の黒字を見込んだところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を致しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

おはかりします。

12月14日は、議案調査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

12月14日は、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

なお、12月15日は10時00分より会議を再開します。
皆さん、本日は大変ご苦労さまでした。

(13時51分)

平成29年第4回奈井江町議会定例会

平成29年12月15日（金曜日）
午前10時00分開会

○ 議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 諮問第1号 旧江南小学校を無償譲渡することについて
- 第 3 意見案第1号 平成29年度以降の「産地交付金」の満額交付などを求める意見書
- 第 4 調査第1号 議会運営委員会の調査に付託について
- 第 5 調査第2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第 6 調査第3号 広報常任委員会の所管事務の付託について

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 津子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町	長	北	良	治	
副	町	長	相	沢	公
教	育	長	萬	博	文
まちづくり	参事	碓	井	直	樹
健康ふれあい	参事	小	澤	敏	博
会 計 管 理 者		小	澤	克	則
くらしと財務	課長	馬	場	和	浩
まちなみ	課長	大	津	一	由
おもいやり	課長	松	本	正	志
ふるさと商工観光	課長	横	山		誠
ふるさと創生	課長	石	塚	俊	也
ふるさと農政	課長	辻	脇	泰	弘

教育委員会事務局長	山	崎	静
町立病院事務長	杉	野	和博
代表監査委員	中	野	浩二
農業委員会会長	千	徳	信行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	岩	口	茂
議 会 庶 務 係 長	東	藤	美妃代

（10時00分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、これから会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番石川議員、5番三浦議員を指名します。

日程第2 諮問第1号の上程・説明・質疑・特別委員会付託

（10時00分）

●議長

日程第2、諮問第1号「旧江南小学校を無償譲渡することについて」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 登壇）

●町長

諮問でございますが、日本介護事業団については、先に開催されました介護保険施設の運営移管に関する審査特別委員会においてご議論を頂きまして、「奈井江町のトータル・サポート・ケア構築の、官民連携のパートナーである」とのご賢察を頂きながら、健寿苑、やすらぎの家の運営移管を行って参りました。

また、その際、同事業団において、在宅介護の拠点となる小規模多機能型居宅介護事業所開設の意向を持っている点について、説明をしてきたところであります。

同事業団と継続して協議を進める中、私の方から、「耐震基準も満たしている旧江南小学校を活用してはどうか」との提案を行うと共に、私共々実際に現地での視察を経て、対馬理事長より施設活用計画を、ご提案頂いたところでございます。

その内容については、小規模多機能型の事業所に留まらず、6点にわたる、高齢者・障がい者を含めた社会参加、生きがいくりの拠点となる複合的な活用の提案でございまして、奈井江町のトータル・サポート・ケアシステムがより推進するものとして、無償譲渡致したく、議会にお諮りするものでございます。

このあと、活用計画の概要について、担当参事より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、私からの説明は終了させて頂きたいと思っております。

よろしくお願い致します。

●議長

健康ふれあい参事。

●健康ふれあい参事

改めまして、おはようございます。

定例会最終日、ご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、私の方から、まず、議案書の71頁をお開きを頂きたいと思っております。

諮問第1号「旧江南小学校を無償譲渡することについて」

町の普通財産であります旧江南小学校を、新たなトータル・サポート・ケアシステム推進に向け、社会福祉法人日本介護事業団に無償譲渡することについて、町議会の意見を諮う。

平成29年12月13日提出、奈井江町長。

無償譲渡する施設は、旧江南小学校で、譲渡する相手は、社会福祉法人日本介護事業団であります。

財産処分の方法につきましては、土地、建物、設備および備品の無償譲渡でございまして、無償譲渡する時期につきましては、平成30年4月1日であります。

それでは、私の方から今回の無償譲渡に関しましての日本介護事業団から示されました利活用計画の概要について、ご説明申し上げます。

詳細につきましては、お手元の別冊の定例会資料及び追加資料の6の①から③に記載のとおりでございますが、今回、日本介護事業団から示されておりますプランは、6項

目にわたります。

まず1点目でございますが、平成30年7月の開設を目指します、本活用計画のメインとなる小規模多機能型居宅介護事業所の開設であります。

2点目と致しましては、食事提供機能の整備で、小規模多機能型居宅介護事業等に関わる厨房設備の整備でございます。

3点目と致しましては、障がい者の自立と社会参加を促進するための、就労継続支援A型事業所の開設であります。

4点目と致しましては、この事業所に関連を致しますが、障がい者グループホームの検討でございます。

5点目と致しましては、高齢者の就労機会の拡大を目的と致しました、NPO法人シニアアクティブ奈井江分室の開設であります。

最後、6点目と致しましては、トラフグの養殖事業でございます。

この6点にわたります、今回、事業団の方からの計画ということで、ご提示を頂いたところでございます。

このほか、本町から、日本介護事業団に対しまして、2点、広域的な事業としての、ご提案をさせて頂いております。

まず1点目が、つしま医療福祉グループが擁する、日本医療大学教授陣によります講演会、研修会の開催ということで、この施設を活用した開催の要望をさせて頂いたところでございます。

2点目と致しましては、リハビリセンターの設置についてということで、ご案内のとおり、高齢化が進む状況の中で、今後、リハビリが非常に重要視されているという中で、リハビリセンターを、この施設を活用した中で、提供して頂きたいというところのお話をさせて頂きました。

この2点について、ご提案を申し上げましたが、事業団の方からは、実現に向けた検討を行う旨、回答を得ているところでございます。

いずれにしても、公共性が非常に今回高いということと、町民または地域にとって大変有益となるトータル・サポート・ケアシステムが、より一層、推進される点をご賢察頂き、旧江南小学校の譲渡に同意頂きますよう、よろしく願いを致します。

●議長

説明が終了しましたので、質疑を行います。

8番大矢議員。

●8番

おはようございます。

只今、旧江南小学校の無償譲渡について説明がありましたので、2点について、質問致します。

旧江南小学校地域の皆さんは、植樹や花壇整備など、共に作り上げてきた学校であり、田植え、稲刈りなど多くの交流が持たれたこともあり、施設に対する思いも強いものが

あります。

平成25年閉校以来、利用されていないことを憂い、施設が利用され、活気が戻ることを待ち望んできました。

事業内容につきましては、今年介護保険施設の運営移管の時に、つしま医療福祉グループより提案されていまして、実現されることを期待していたところであります。

全館を有効活用されるだけでなく、奈井江町の福祉の充実が図られるものであり、町民の理解が得られるものだと思います。

譲渡の方法については、無償とし、その理由は、やすらぎの家などと同様としていますが、無償とした理由は明確でなければならないと思いますので、改めて、無償譲渡とした理由について伺います。

また、奈井江町の住民にとって、大きなメリットに繋がるものと思いますが、地域の活動や行事に参加、協力してもらえるのか、また、ここには、記念碑や多くの作品があります。

将来的にも移設などをする時に、地域の理解が得られるよう進めてもらえるのか等、不安もあります。

地域との連携、協力体制についての考えを伺います。

●議長

町長。

●町長

それでは、この場でお答え致したいと思うところでございます。

用紙にて事前に頂きましたので、そういうことでメモを読み上げさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくご理解の程をお願い申し上げたいところでございます。

1点目の、施設の譲渡を無償とする理由についてでございますが、本町においては、高齢化率が39%を超え、まもなく40%に達しようとする中、これからの超高齢社会に、どう対応していかなければならないかが、大きな、そして喫緊の課題でございます。

先ほども申し上げたとおり、本年4月より、やすらぎの家、健寿苑の運営を、日本介護事業団に移管致しまして、更には、施設と在宅との包括的ケアサービスを進める上で、在宅介護の切り札ともなる、小規模多機能型居宅介護事業の開設について提案がありました。

ご案内のとおり、事業団の母体であります、つしま医療福祉グループは、札幌市などにおいて、既に小規模多機能型居宅介護と介護保険施設との包括ケアシステムを実践されております。

これは、皆さん、視察団の皆さんが見られたと思うところでございますが、このノウハウを本町でも取り入れ、町との連携のもと、これからの保健、医療、福祉、介護の推進を図り、また加えて高齢者、障がい者の社会参加、生きがいづくりについても提案がありまして、官民連携の下、全町的な新たなトータル・サポート・ケアシステムの推進を目指して参りたいと考えているところでございます。

そこで、この事業に活用される旧江南小学校校舎についてでございますが、閉校後、ほぼ活用がなく休眠状態であること、また使用の際には、竣工以来、既に41年が経過致しまして、本格的に利用するには、一定の改修が必要である中、多額の改修費が掛かるが、国などの補助制度を活用した場合の町負担を除き、基本的に自賄いで改修すること。

一方で、やすらぎの家、健寿苑の2施設の運営だけでは、現状、まだ収益性が脆弱であることなどから、今回、施設の譲渡に際し無償とする旨、決断したところでございます。

いずれに致しましても、この施設と、旧江南小学校を含めて、総合的にやっつけよう、ということでございますから、ご理解を頂きたいと思うところでございます。

2点目の地域との連携、協力体制についてでございますが、江南小学校は、大矢議員が言われるとおり、元々地域との繋がりが強く、住民と共に創り上げてきた学校であったことは、私もよく承知しておりまして、対馬理事長にも伝え理解を頂いております。

また、札幌にあるつしまグループの施設では、各地域の絵画サークルを始め、多くの地元住民と連携して作品を展示するなど、地域活動にも積極的に関与しておりまして、去る8月30日に、対馬理事長、自ら現地を視察された際にも、学校の記念碑や児童の卒業制作の作品などについて、実際にご覧頂きまして、「たいへん貴重な財産であり、しっかり歴史を残すことが地域から信頼され、地域に開かれた施設として重要なことである」とのコメントを頂いたところでございます。

むしろ、日本介護事業団が、町民と連携しながら、地域活動に積極的に参加していきたいとの意向、理念を持っておられるので、よろしくご理解の程を、お願い申し上げたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長

大矢議員。

●8番

基本的な考え方伺いましたので、細部につきましては、特別委員会の中で、お伺いさせて頂きたいと思っております。

所定の資料は添付されていますけれども、公共施設等総合管理計画において、資産の評価等がされていたと思っております。

土地、建物などの資産評価額、及び今後10年間の維持管理経費に関する資料の提出をお願いしたいと思っております。

●議長

町長。

●町長

それぞれ、調査致しまして、事前にお配りしたいと思いますので、ご理解の程をお願い申し上げたいと思う次第でございます。

よろしくお願い致します。

●議長

その他、ございませんか。

(なし)

●議長

ないようですので、質疑を終わります。

(特別委員会の設置)

●議長

おはかりします。

諮問第1号「旧江南小学校を無償譲渡することについて」は、議長を除く全議員をもって構成する、旧江南小学校の無償譲渡に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

諮問第1号については、議長を除く全議員をもって構成する、旧江南小学校の無償譲渡に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

おはかりします。

只今、旧江南小学校の無償譲渡に関する審査特別委員会に付託されました、諮問第1号については、会議規則第45条第1項の規定により、次期定例会までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

諮問第1号については、次期定例会までに審査が終わるよう、期限を付けることに決

定しました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩します。

(休憩) (正副委員長 互選)

(互選結果報告)

(10時20分)

●議長

会議を再開します。

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

旧江南小学校の無償譲渡に関する審査特別委員会の正副委員長の互選結果について、ご報告を致します。

委員長には大矢副議長、副委員長には遠藤議員。

以上でございます。

●議長

おはかりします。

只今の報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員を、副委員長には遠藤議員を選任することに決定しました。

日程第3 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時21分)

●議長

日程第3、意見案第1号「平成29年度以降の「産地交付金」の満額交付などを求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第1号) 朗読

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

2番竹森議員。

●2番

提出議員の立場から、少し補足説明を致したいと思います。

水田活用直接支払交付金の交付金のうち、平成29年度の産地交付金は、現在、その2割が支払い保留になっています。

今年の全国の米の作付面積は、国が配分した生産数量目標の面積換算値を下回る、深掘りが進んで、水田フル活用の予算が不足しています。

これにより、産地交付金は、昨年につき、2年連続で100パーセントの交付が難しい情勢になっています。

来年度からは、国が都道府県に米の生産目標を割り当てる、減反の廃止が決まっています。

国は、来年以降、全国的な需給見通しを示すだけになります。

米の生産調整は、産地主体の需給調整に変わります。

また、減反廃止に伴い、減反に応じた農家に支払われている、10アール当たり7,500円の直接支払交付金も廃止されます。

このような情勢の中、産地交付金は、需給バランスに対応した米の生産と、それを円滑に進めることによる米価格の安定にも、欠かすことのできない予算であります。

このため、この意見書案を提出致します。

どうか、全議員の賛成をもって、可決、決定をお願い致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第4 調査第1号の上程・付託

(10時25分)

●議長

日程第4、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号)朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第5 調査第2号の上程・付託

(10時26分)

●議長

日程第5、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 調査第3号の上程・説明・付託

(10時28分)

●議長

日程第6、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第3号) 朗読

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

平成29年奈井江町議会第4回定例会を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時29分)